第四十八条の七第一項中「第七条の十三の四」を「第七条の十三の四第一項」に改め、「計算について」の下に「、第七条の十三の四第二項の規定はその年において生じた同号に規定する損失の金額のうちに法第三百十四条第五項に規定する特定非常災害により生じた損失の金額（以下この項において「特定非常災害により生じた損失の金額」という。）とがある場合におけるその年において生じた雑損失の金額以外の同号に規定する損失の金額をいう。）とがある場合におけるその年において生じた雑損失の金額について、第七条の十三の四第三項の規定はこの項において準用する同条第二項の場合における雑損失の金額のうちに特定雑損失金額と他の雑損失金額とがあるときの法第三百十四条の二第一項の規定による控除について」を加える。

第四十八条の九の七の二中「第三百十七条の三の二第四項」を「第三百十七条の三の二第五項」に、「第四十五条の三の二第四項」を「第四十五条の三の二第五項」に改める。

第四十八条の九の七の三中「第四十五条の三の二第四項」を「第四十五条の三の二第五項」に改める。

第四十八条の九の八を次のように改める。

第四十八条の九の八　削除

第四十八条の十八中「第四十五条の三の二第四項」を「第四十五条の三の二第五項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法第三百二十八条の十一第四項の政令で定めるところにより計算した金額）

第四十八条の十八の二　法第三百二十八条の十一第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する納入申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその納入申告、決定又は更正により納入すべき税額とする。

第四十八条の十九の見出し中「第三百二十八条の十一第七項」を「第三百二十八条の十一第八項」に改め、同条中「第三百二十八条の十一第七項に規定する納入申告書の提出期限」を「第三百二十八条の十一第八項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第三百二十八条の十一第七項」を「第三百二十八条の十一第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第四十九条中「第百三十三条若しくは」を「第百三十三条第一項若しくは」に、「第百三十八条」を「第百三十八条第一項」に、「によつて」を「により」に改める。

第四十九条の十六中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に、「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」に、「連絡助成事業」を「地域連携・助成事業」に改める。

第五十一条の十五の十中「）第十六条第二号」を「）第十六条第一項第二号」に改め、同条第一号中「第十六条第二号」を「第十六条第一項第二号」に改め、同条第二号中「第十六条第三号」を「第十六条第一項第三号」に改め、同条第三号中「第十六条第四号」を「第十六条第一項第四号」に改め、同条第四号中「第十六条第五号」を「第十六条第一項第五号」に改め、同条第五号中「第十六条第六号」を「第十六条第一項第六号」に改め、同条第六号中「第十六条第七号」を「第十六条第一項第七号」に改める。

第五十二条の十の四第一号中「又は基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第十一条第一号」を削り、同条第二号中「で総務省令で定めるもの」を削る。

第五十二条の二十一の次に次の一条を加える。

（法第四百六十三条の三第四項の政令で定めるところにより計算した金額）

第五十二条の二十一の二　法第四百六十三条の三第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納付すべき税額とする。

第五十二条の二十二の見出し中「第四百六十三条の三第七項」を「第四百六十三条の三第八項」に改め、同条中「第四百六十三条の三第七項に規定する申告書の提出期限」を「第四百六十三条の三第八項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第四百六十三条の三第七項」を「第四百六十三条の三第八項」に改める。

第五十三条の四の次に次の一条を加える。

（法第四百八十三条第四項の政令で定めるところにより計算した金額）

第五十三条の四の二　法第四百八十三条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該申告納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納付すべき税額とする。

第五十三条の五の見出し中「第四百八十三条第七項」を「第四百八十三条第八項」に改め、同条中「第四百八十三条第七項に規定する申告書の提出期限」を「第四百八十三条第八項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第四百八十三条第七項」を「第四百八十三条第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第五十三条の八の次に次の一条を加える。

（法第五百三十六条第四項の政令で定めるところにより計算した金額）

第五十三条の九　法第五百三十六条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納付すべき税額とする。

第五十四条の見出し中「第五百三十六条第七項」を「第五百三十六条第八項」に改め、同条中「第五百三十六条第七項に規定する申告書の提出期限」を「第五百三十六条第八項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第五百三十六条第七項」を「第五百三十六条第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第五十四条の四十五第四項第二号イ中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

第五十四条の四十八の三の見出し中「第六百九条第七項」を「第六百九条第八項」に改め、同条中「第六百九条第七項に規定する申告書の提出期限」を「第六百九条第八項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第六百九条第七項」を「第六百九条第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条を第五十四条の四十八の四とし、第五十四条の四十八の二の次に次の一条を加える。

（法第六百九条第四項の政令で定めるところにより計算した金額）

第五十四条の四十八の三　法第六百九条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納付すべき税額とする。

第五十四条の五十九の二の次に次の一条を加える。

（法第六百八十八条第四項の政令で定めるところにより計算した金額）

第五十四条の五十九の三　法第六百八十八条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者又は特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正により納付し、又は納入すべき税額とする。

第五十四条の六十の見出し中「第六百八十八条第七項」を「第六百八十八条第八項」に改め、同条中「第六百八十八条第七項に規定する納入申告書の提出期限」を「第六百八十八条第八項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第六百八十八条第七項」を「第六百八十八条第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第五十六条の十一の次に次の一条を加える。

（法第七百一条の十二第四項の政令で定めるところにより計算した金額）

第五十六条の十一の二　法第七百一条の十二第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額とする。